

京 都 府 介 護 等 体 験 実 施 要 項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号。以下「介護等体験特例法」という。）第 2 条第 1 項の規定により、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者が、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等体験」という。）を行うための手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 介護等体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第 5 条第 1 項の規定により小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者とする。

(実施施設等)

第 3 条 介護等体験の実施施設は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号。以下「介護等体験特例法施行規則」という。）第 2 条に規定する京都府内の特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設（以下「実施施設」という。）とする。

2 実施施設における介護等体験は、原則として、特別支援学校においては連続する 2 日間、社会福祉施設その他の施設（以下「福祉施設」という。）においては連続する 5 日間とする。

(申込み手続き等)

第 4 条 大学（短期大学を含む。以下「大学」という。）長は、介護等体験を希望する学生（科目等履修生及び卒業生を含む。以下「学生」という。）を取りまとめ、別に通知する期日までに京都府内の特別支援学校にあっては京都府教育委員会教育長（以下「府教委」という。）に申込書（別紙様式 1）を、福祉施設にあっては社会福祉法人京都府社会福祉協議会会長（以下「府社協」という。）に申込書（別紙様式 1 の 2 - ①、1 の 2 - ②）を提出するものとする。

2 実施施設の長は、介護等体験の受入計画を作成し、特別支援学校にあっては府教委に受入計画書（別紙様式 2）を、福祉施設にあっては府社協に受入計画書（別紙様式 2 の 2）を別に通知する期日までに提出するものとする。

なお、京都市立の特別支援学校にあっては、府教委の申込者の配分通知に基づいて京都市教育長（以下「市教委」という。）が調整するため、受入計画書の提出は不要とする。

3 府教委（京都市立の特別支援学校にあっては、市教委）は、申込みのあった学生が介護等体験を行う実施学校及び実施期日を割当て、大学長へ通知（別紙様式 3）するとともに特別支援学校長へ通知（別紙様式 4）するものとする。

4 府社協は、申込みのあった学生が介護等体験を行う実施施設及び実施期日を割当て、大学長及び福祉施設の長へ通知（別紙様式 3 の 2）するものとする。

- 5 大学長は、介護等体験を行う日の20日前までに割当てを受けたそれぞれの実施施設の長あてに、特別支援学校にあっては受入依頼書（別紙様式5）を、福祉施設にあっては受入依頼書（別紙様式5の2）を送付するものとする。

（終了報告）

- 第5条** 大学長は、介護等体験終了後30日以内に、特別支援学校における介護等体験については府教委に終了報告書（別紙様式6）、福祉施設における介護等体験については府社協に終了報告書（別紙様式6の2）を提出するものとする。
- 2 実施施設からの終了報告については、別に定める。

（名簿の作成）

- 第6条** 実施施設の長は、介護等体験を実施した場合は、当分の間、別に定める介護等体験者名簿を整備し保存しなければならない。

（事前指導）

- 第7条** 大学長は、介護等体験を希望する学生に対して、必要な事前指導を行うものとする。

（学生の責務等）

- 第8条** 介護等体験を行う学生は、大学及び実施施設の指導に誠実に従わなければならない。
- 2 実施施設の長は、学生が前項の規定に著しく違反したと認めるときは、介護等体験の中止又は介護等体験特例法施行規則第4条に規定する証明書（以下「証明書」という。）を発行しないことができるものとする。

（証明書の発行）

- 第9条** 実施施設の長は、介護等体験を実施した場合には、前条第2項に定める場合を除き、証明書を交付するものとする。ただし、この証明書用紙は、学生が持参するものとする。

（経費の徴収）

- 第10条** 介護等体験の実施に当たっては、実施に係る経費を徴収するものとする。徴収する金額及び徴収方法等は、別に定める。

（健康診断の実施）

- 第11条** 介護等体験を希望する学生は、介護等体験を行う前に、当該年度の健康診断を受診しなければならないものとする。

（保険の加入）

- 第12条** 介護等体験を希望する学生は、介護等体験に係る事故等に対応した保険に加入するものとする。

（他府県出身者等の実施）

- 第13条** 他府県出身者（在住者）については、可能な限り、出身府県等で介護等体験を実施する。

(その他)

第 14 条 その他介護等体験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。